

# 国：伴走支援型特別保証「伴走特別」

## 資格要件

次の(1)から(3)のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した中小企業者

(1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)

保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等の減少を要因とするものに限る)を受け、かつ、次の①または②のいずれかに該当すること

(2) ① 売上高等減少率が15%以上であること  
② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

次の①または②のいずれかに該当すること

(3) ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること  
② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること

## 主な概要

保証限度額	6,000万円
保証期間 (据置期間)	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置5年以内)
融資利率	金融機関所定利率
信用保証料率	(1)・(2):借入金額に対し0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) 中小企業者は、一律0.20%相当額の負担となります (3):0.45~1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.65~2.10%)
保証料補助	(1)・(2):0.65%相当の額 (経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)を国が補助 (3):0.25~0.75%相当の額 (経営者保証免除対応を適用する場合は0.45~0.95%)を国が補助 ※条件変更に伴う追加保証料は補助対象外です

## 【添付書類】

所定の申込書類のほか、以下の書面の添付が必要です

1. 市町村長の認定書(資格要件(1)、(2)を利用する場合)
2. 経営行動計画書 ※ 記入例は当協会HPをご覧ください
3. 売上高減少要件確認書(資格要件(2)の②または(3)を利用する場合)
4. 経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)